

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・ 認定段階3
- ・ プラチナえるぼし認定企業
- ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等

- ・ くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）
- ・ トライくるみん認定①（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定）
- ・ くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第44条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、くるみん①の認定を除く。））
- ・ トライくるみん認定②（令和7年4月1日以降の基準）（令和6年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定）
- ・ くるみん認定③（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。））
- ・ くるみん認定④（令和7年4月1日以降の基準）（令和6年改正省令による新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定）
- ・ プラチナくるみん認定
- ・ 行動計画（令和7年4月1日以降の基準）策定済（次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく「ユースエール認定」

※女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用促進法に基づく認定並びに女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画策定の対象とならない外国法人については、評価の対象とする認定等相当確認を証する書類（内閣府男女共同参画局長が発出したワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書）の写しを用いること。